

表 1 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R4				~			
2	R4				~	該当なし		
3	R4				~			

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R5	環境部 ゼロカーボン シティ推進室	長崎広域連携中枢 都市圏地球温暖化 対策実行計画	5,114	R4.4 ～ R5.9	ゼロカーボンシティを同時宣言した、長崎広域連携 中枢都市圏を形成する長与町、時津町とともに、地球 温暖化対策の取組みを更に強化、加速化するため、令 和4年度から令和5年度にかけて計画の共同策定を行 う。	本市の附属機関である長崎市地球温暖化対策実行計 画協議会及び長与町、時津町における庁内会議等にお いて意見集約を行い、パブリックコメントの実施等を経 て策定を行う。 各市町の強みを活かし、広域的で持続可能な脱炭素 社会の構築につなげる。
2	R5	環境部 廃棄物対策課	長崎市合理化事業 計画 (合特法関係)	0	R元.7 ～ R6.3	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を安定的に継続さ せるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等 の合理化に関する特別措置法に基づいて、合理化事業 計画を策定する。	将来のし尿等の発生量の予測に基づいて、適正な規 模の事業者数や車両台数とする必要があるため、令和 元年6月の請願の趣旨も踏まえ、し尿処理事業問題対 策会議の開催や、関係事業者との協議を重ね、計画を 早急に策定する。
3	R5	環境部 環境整備課	長崎市生活排水処 理基本計画	5,600	R5.4 ～ R6.3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条1項によ り、市町村に策定が義務付けられている一般廃棄物処 理計画のうち、生活排水処理に係る令和6年度以降の 基本計画を策定する。	現行の生活排水処理基本計画が令和5年度で計画期 間満了となるため、令和6年度を開始時期とする本計 画を令和5年度に策定する。 計画策定にあたっては、国が示す生活排水処理基本 計画策定指針に準じて整理し、パブリックコメントの 実施等を経て策定を行う。